

## 放課後児童クラブ条例の一部改正について

保育課

資料 2

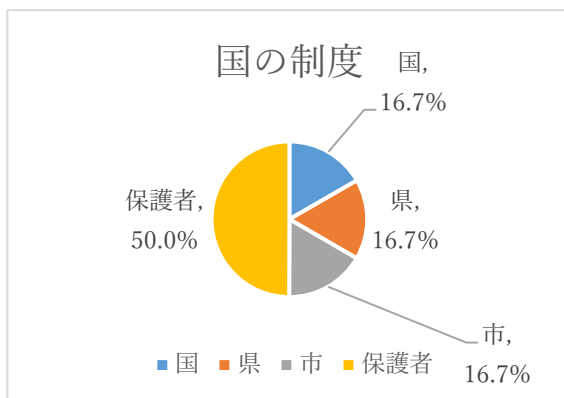
## 1. 検討の概要

## ○改正の理由

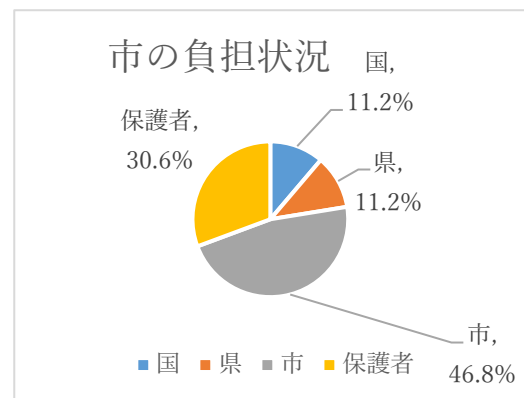
▽保育料の見直しは、利用者負担を適正化し、併せて放課後児童クラブの待機児童対策及び事業の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要なため実施するものです。

▽事業の充実化を図るため、延長保育の実施について、必要性を勘案し市長と指定管理者の前年度の協議で実施できるよう改正するものです。併せて、延長保育料を単位時間あたりの利用料に改めるものです。

## ○財源構成の状況



※国の制度設計上の負担割合



※平成 29 年度当初予算ベース

## ○保育料改訂対応手法

▽国の保育所の徴収基準額表(8階層制)を準用し、保育所保育料と同様に所得に応じた保育料に改訂

▽保育所保育料の減免手法を踏まえ、現行制度の減免事項の精査を行う。

## ○新しい保育料の設定の基本的な考え方

▽保護者負担額の総事業費に対する割合を7%強増⇒保護者負担計1,000万円程度増を目安として検討を行う。

⇒市負担と保護者負担の均衡を図るよう設定すべく検討する。

## ▽経過措置

- ・一般世帯は、2か年で段階的に引き上げる。
- ・ひとり親世帯は、3か年で段階的に引き上げる。

## ○「基本的な考え方」に基づく試算結果

▽「基本的な考え方」に沿った市と保護者の負担割合となるよう、保育所の所得分布をもとに試算。

## ▽保育所保育料の所得分布による試算

- ・保育料の国階層を適用し、国が保育所等保育料の減額を行っている第3階層を減額し、第4階層を現在と同額とし、第5階層から第7階層まで2,000円ずつ増額し、第8階層は第7階層と同額とした。

## 【試算結果】

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層	計
国想定年収	生活保護	非課税	330万 まで	470万 まで	640万 まで	930万 まで	1130万 まで	1130万 超	
構成比	1.24	5.60	7.03	10.84	20.36	31.83	10.10	13.00	100
学童階層別人数	4	18	23	35	66	103	33	42	324
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	備考
						計	44,362,019		
試算保育料	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000	
						計	55,771,483		
						差額	11,409,463		

※減免を一切適用していない積算。

## ○減免の取り扱いについて

## ▽きょうだいの減免率

- ・現状は、12,000円を10,000円としており、17%程の減額を行っている。
- ・保育所の第2子以降の減免率が高いことを踏まえて検討する。

【対応案】20%の減免を行う。

【参考】※影響額計算式 利用料総額×11.4%(構成比)×(減額率)

## ▽高学年割引

- ・現在4年生以上は、2,000円減額(高学年減免60人 構成比18.5%)
- ・保育所は、3歳未満と3歳以上で保育料表が異なるが、これは職員の配置基準が異なることに由来している。放課後児童クラブの場合、学年と職員配置基準に差はない。

【対応案】1,000円の減免を行う。

【参考】※影響額計算式 (減額額)×60人×12月

## ▽ひとり親世帯の減免

- ・「ひとり親世帯である事実のある世帯」12,000円を9,000円に、「児童扶養手当を受給している世帯」で4,500円に減免を実施。ひとり親世帯影響29人 構成比8.9%。

【対応案】保育所保育料は一律ひとり親世帯の減免は行っていないが、当市の制度設計の経過や低所得者への国の対応状況等を踏まえ、第3階層は2,000円、第4階層は1,000円の減額を行う。

## ○パブリック・コメント(案)の概要

◇保育料は18,000円を上限とする。

- ・第3階層は2,000円減額し、第4階層を現在の保育料である12,000円とし、1階層上がる毎に2,000円ずつ増額する。
- ・現在取り入れている減免項目を一定反映する。

◇学校休業日の朝7時30分から8時までを、延長保育として新たに実施する。

◇延長保育は、30分当たり500円とする。

## 2. パブリック・コメント実施に伴う対応

### ○市民意見の概要

◇パブリック・コメントは 15 名から 24 件の意見、9/19 保護者会説明会は 14 名 4 クラブから意見

#### ◇意見概要

- ・安易に保育料の値上げを行うことに反対。値上げを行う場合は、圧縮して欲しい。
- ・長期休業中の朝の延長の必要性は低い。

※小坪保護者会長へ電話照会。ほぼ同様の声であったとのこと。

⇒朝の延長保育は、値上げとセットで行うのであれば、実施せず値上げを圧縮して欲しい。

### ○対応(案)

①保育料(案)を次項のとおり、値上げ幅を少なく変更。

- ・第 5 階層から第 8 階層までの値上げ幅を、各 2,000 円であったものを 1,500 円とする。

②学校休業日の朝延長の実施は、条例改正を行い実施できる状況を作る。

- ・実際実施するかは、改めて検討。(平成 31 年度の実施は慎重に検討。)

③条例改正(案)の概要

- ・最高額は、18,000 円のままとする。
- ・開所時間は、条例 午後 7 時までであったものを午後 6 時までとして、延長保育時間の取り扱いを規定しなおす。

※午後 6 時から午後 7 時の延長保育を行うことを明記する。その他の前後の時間の延長保育は、市長と指定管理者の前年度の協議で行うことができるよう改正する。

### ○基本的な保育料(案)

	1 階層	2 階層	3 階層	4 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層
国想定年収	生活 保護	非課税	330 万 まで	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万まで	1130 万超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
パブコメ(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000

#### 【減免影響を踏まえた財政影響試算結果】

事 由	計算方法	パブコメ(案)	新保育料(案)
きょうだい 減免	利用料総額×11.4%(構成比)×20%(減額率)	1,271,590	1,220,770
高学年割引	1000 円(減額額)×60 人×12 月	720,000	720,000
ひとり親世帯	第 3 階層 2,000 円、第 4 階層は 1,000 円	600,000 円程度	600,000 円程度
	計	約 260 万円	約 254 万
	効果額	880 万円	664 万円

○一般世帯の保育料(案) ※2 か年で段階的に引き上げます。

	1 階層	2 階層	3 階層	4 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万 超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000
H31 保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	12,750	13,500	14,250	15,000
H32 保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000

○ひとり親世帯の保育料(案) ※3 か年で段階的に引き上げます。

	1 階層	2 階層	3 階層	4-1 階層	4-2 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	手当受 給世帯	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万 超
現在の利用料	0	3,500	4,500	4,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
新保育料(案)	0	3,500	8,000	11,000	11,000	13,500	15,000	16,500	18,000
H31 保育料(案)	0	3,500	5,660	6,660	9,660	10,500	11,000	11,500	12,000
H32 保育料(案)	0	3,500	6,820	8,820	10,320	12,000	13,000	14,000	15,000
H33 保育料(案)	0	3,500	8,000	11,000	11,000	13,500	15,000	16,500	18,000

※4-1 階層は年収 330 万円以上 470 万円までの世帯のうち児童扶養手当受給世帯

4-2 はその他のひとり親世帯

○現在の保育料と新保育料(案) ※改定後の最高額との比較

世帯の状況	現在	保育料(案)	差額	備考
一般世帯(1～3年生)	12,000	18,000	6,000	
一般世帯(1～3年生)複数児童	10,000	14,400	4,400	
一般世帯(4年生以上)	10,000	17,000	7,000	
ひとり親世帯(1～3年生)	9,000	18,000	9,000	第3階層 2000円 第4階層 1000円 の減免を実施する。
ひとり親世帯(1～3年生)複数児童	7,000	14,400	7,400	
ひとり親世帯(4年生以上)	6,000	17,000	11,000	
児童扶養手当受給世帯(1～3年生)	4,500	11,000	6,500	
児童扶養手当受給世帯(4年生以上)	3,000	10,000	7,000	
非課税世帯(1～3年生)	3,500	3,500	0	
非課税世帯(4年生以上)	2,500	2,500	0	
生活保護世帯	無料	無料	0	

⇒従前の減免事項の精査を行うと共に、差額が大きいため経過措置を行う。

⇒ひとり親世帯については、保育所保育料の積算手法を準用し、全階層での減免は行わない。

【参考資料】他市の1年生の利用料の状況(指定管理・委託の例)

▽藤沢市 利用料 14,500 円+おやつ代 2,000 円=16,500 円

▽平塚市 利用料 14,000 円+おやつ代と保険料は各クラブ別途

▽茅ヶ崎市 利用料 12,000 円+おやつ代 1,900 円=13,900 円

※鎌倉市他、直営の市の多くの例 利用料月額 5,000 円～6,000 円+おやつ代

※放課後児童クラブ運営者へ補助金で実施している市では、20,000 円から 25,000 円程度の例も散見される。

## 放課後児童クラブ保育料の見直しに係る積算内訳 ※減免効果反映前

## 【H28 保育料国階層構成比】

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層	計	構成比
国想定年収	生活 保護	非課税	330万 まで	470万 まで	640万 まで	930万 まで	1130万 まで	1130万 超		
1人目	88	196	295	568	1,179	1,894	605	782	5,607	78.96
2人目	0	120	136	173	267	366	105	129	1,296	
3人目以降	0	82	68	29	0	0	7	12	198	
2人+3人以上	0	202	204	202	267	366	112	141	1,494	21.04
計	88	398	499	770	1,446	2,260	717	923	7,101	
構成比	1.24	5.60	7.03	10.84	20.36	31.83	10.10	13.00	100	
学童階層別人数	4	18	23	35	66	103	33	42		利用児計 325

## 【保育料改正案】

(総額)

現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	44,362,019	(効果額)
バブコメ(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000	55,771,483	11,409,463
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000	53,542,480	9,180,460
									差額	△2,229,003
国保育所保育料(参考)		6,000	16,500	27,000	41,500	58,000	77,000	101,000		

## 放課後児童クラブ事業 国の補助制度上の想定予算額と実予算額の比較

○予算の状況及び財源負担率

平成 29 年度予算(金額単位:千円)

	29 予算ベース	構成比	国制度上予算	国想定構成比	差額
国	15,485	11.3%	15,485	16.67%	0
県	15,485	11.3%	15,485	16.67%	0
市(義務)	15,485	11.3%	15,485	16.67%	0
市(追加)	48,847	35.6%	0		48,847
市負担計	64,332	46.9%			
保護者※	42,072	30.6%	46,455	50%	△4,383
総事業費	137,374		92,910		

※保護者負担は、指定管理者収入のため、予算計上されていない。

## 【概要】

## ①国の補助制度の枠組み

- ・公費負担 50%(国・県・市が、各 1/3 を負担)、保護者負担 50%

## ②本市予算の枠組み

- ・市で 4,890 万円弱を追加負担し、事業の充実化及び 440 万円弱の保護者負担の軽減を行っている。
- ・市の負担割合は、国制度設計上 16.67%であるところ、46.9%となっている。

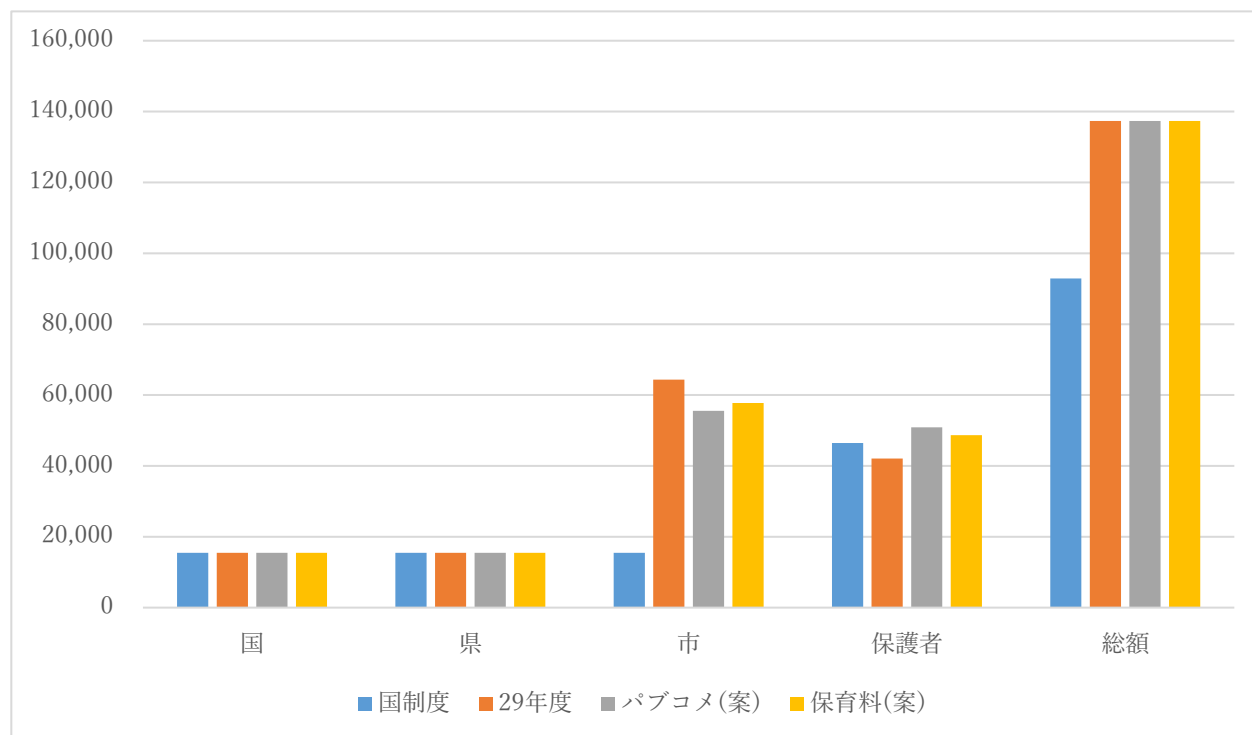
○保育料改正案の効果試算

	29 予算ベース	構成比	国制度上予算	国想定構成比	差額
国	15,485	11.3%	15,485	16.67%	0
県	15,485	11.3%	15,485	16.67%	0
市(義務)	15,485	11.3%	15,485	16.67%	0
市(追加)	42,247 △6,600	30.8%	0		42,247
市負担計	57,732	42.1%	15,485	16.67%	42,247
保護者※	48,672 6,600	35.4%	46,455	50%	2,217
総事業費	137,374		92,910		

○保育料改正案の効果試算の比較表

	29 予算ベース	構成比	国制度上予算	国想定構成比	差額
市(義務)	15,485	11.3%	15,485	16.67%	0
市(追加)	42,247	30.8%	0	0	42,247
市負担計	57,732	42.1%	15,485	16.67%	42,247
保護者	48,672	35.4%	46,455	50%	2,217

## 国制度と各案等との比較



## ○30.11.10 保護者会連絡会での説明

## ◇所管からの説明内容

- ・教育民生常任委員会での否決。本会議でも否決の可能性大。
- ・再検討するかどうかは、市長選後に政策判断。

## ◇保護者会からの意見概要

- ・見直しの意図(利用者負担の適正化)がわかりずらく、資料から読み取ることが難しかった。
- ・質の向上の具体的内容について保護者から意見聴取してほしい。
- ・保護者会連絡会を年2回から、年3回とし7月に追加開催することで、翌年度の事業実施に保護者意見を反映できるようにしてほしい。

## ○30.11.16 市議会本会議

- ・条例改正案を否決
- ・放課後児童クラブシステム改修費の補正予算も減額修正し可決。
- ・ひとり親の保育料の有り方が課題との意見を受けており、再検討の方向性でいる。

## 逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

◇改正理由 政省令の改正に基づく改正

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 46 号）の一部改正に伴う改正

◇改正内容

①中学校卒業で 5 年以上の経験者…放課後児童支援員の資格要件の拡大

- ・ 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

②教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いの明確化

改正前 学校教育法の規定により・・・教諭となる資格を有する者

改正後 教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者

◇30.11.16 市議会本会議

- ・ 条例改正案を可決。